



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 カネカ
代表者名 代表取締役社長 菅原 公一
(コード番号 4 1 1 8 東証・大証・名証各第 1 部)
問合せ先 総務部長 三宅 俊一
(TEL 06-6226-5050)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会決議によって当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を導入し、同年 6 月 28 日開催の第 83 回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後、本プランは平成 22 年 6 月 25 日開催の第 86 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て継続しておりますが、平成 25 年 6 月開催予定の第 89 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）終結の時をもって有効期間が満了となるのに伴い、引き続き当社の中長期にわたる企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、本定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件に、本プランの一部を変更した上で、継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、変更点の概要は次のとおりですが、実質的に大きな変更はありません。

- ・特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断する旨を勧告したときは、取締役会はその勧告に従うことを明記しました。
- ・後記の「大規模買付ルール遵守表明書」が日本語で記載されるべきものであることを明記しました。
- ・当社の新たな経営計画の策定にあわせて、「当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるための取組みについて」を見直しました。
- ・有効期間を、平成 28 年 6 月開催予定の第 92 回定時株主総会終結の時までとしました。

平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 4 のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付にかかる申入れ、提案等は一切受けておりません。

記

1. 本プランの継続に関する基本的考え方（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社がその株式を上場している公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、公開会社株式の大規模買付の中には、その目的や態様からみて、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを

追求しようとするもの、株主に株式売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、当社の企業価値の源泉を見失うことなく、その企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的なビジョンに立って、経営資源を的確に配分し、変革と成長を実現していくことが必須ですが、上に例示したような敵対的かつ濫用的買収が当社を対象会社として行われた場合には、安定的な経営を推進するうえでの攪乱要因となり得ますので、そのリスクを排除しておくことは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることにつながるものであり、そのための対応策を構築し継続していくことは、当社取締役会に課せられた責務でもあると考えます。

2. 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて（当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み）

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』を企業理念に掲げております。

当社の企業価値の源泉は、第一に、画期的な新製品を継続的に生み出してきた高い技術開発力にあります。創業以来、高分子技術、高分子加工技術、分子設計技術、無機材料技術、発酵技術をベースに事業を拡大し、現在では化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維にわたる幅広い事業領域を有しております。

第二に、高い技術力をベースに、事業をグローバルに展開・拡大してまいりました。1970年には、化学企業としては他社に先駆けてベルギーに合成樹脂の製造販売会社を設立、その後、アメリカ、マレーシア、中国、ベトナム等への進出を果たし、現在では、海外事業は当社の収益を支える柱の一つとなっております。昨年、現地からグローバル化を牽引することを狙いとして、アジア、米州に地域統括会社を設立しました。さらに研究開発に関しましても、世界トップレベルの研究機関であるベルギーのIMECとの間で太陽電池に関する共同開発研究を進める等、研究拠点の海外配置を推進しております。

第三に、自由な発想を持ち挑戦意欲に富んだ社員の存在が、事業の拡大を支えております。今後も社員の成長、組織の成長を通して、更なる発展を目指してまいります。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるための取組みについて

当社は、平成21年に創立60周年を迎えて、10年後の将来に向けた長期経営ビジョン『KANEKA UNITED 宣言』を策定いたしました。この中で、当社グループの抜本的な「変革」と継続的な「成長」をめざし、「環境・エネルギー」「健康」「情報通信」「食料生産支援」を重点戦略分野と位置づけ、経営の重点施策として、①研究開発型企業への進化、②グローバル市場での成長促進、③グループ戦略の展開、④アライアンスの推進、⑤CSRの重視、に取り組んでおります。また、中期計画『New ACT2014』においては、事業構造の変革をはじめ、R&D・生産の変革、グローバル展開の促進などの取組みを一層加速させ、早期に成長軌道への回帰を果たしてまいります。

3. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として継続するものですが、その概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の株式に対する大規模な買付を行おうとする際に遵守されるべき所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます）を予め定めておいて、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報提供を求め、当該買付行為についての情報収集・検討を行い、また株主の皆様に対して当社取締役会としての意見や代替案等を提示する、あるいは買付者との交渉を行っていく機会と時間を確保する。
- (2) 買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、そのような買付行為に対する対抗措置を取ることがある。

4. 本プランの対象となる買付行為

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となる当社株券等（注3）に対する買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、予め当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません）を対象とします。

（注1） 特定株主グループとは、(i)当社の株券等¹の保有者²及びその共同保有者³、または(ii)当社の株券等⁴の買付け等⁵を行う者及びその特別関係者⁶を意味し、以下同じとします。

（注2） 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合⁷、または(ii)特定株主グループが注1の(ii)に該当する場合は、当社の株券等の買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合⁸の合計をいい、以下同じとします。議決権割合の算定に当たっては、総議決権及び発行済株式の総数は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することとします。

（注3） 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

5. 大規模買付ルール

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討する

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。

⁷ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

ために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」を当社取締役会宛に提出していただきます。「大規模買付ルール遵守表明書」には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後 5 営業日以内に、当該大規模買付行為の評価、検討に必要なかつ十分な情報として大規模買付者から提供されるべき情報（以下、「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付し、情報提供を求めます。また、当初提供された情報だけでは、大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに準ずるものがある場合には、その写しを含む）
- ⑤ 買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含む）の名称その他の概要を含む）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、次の期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。ただし、当社取締役会が、後述する対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大 14 日間延長できるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断される旨を勧告したときは、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととし、その場合には当社取締役会はその旨を速やかに情報開示いたします。

- ① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には 60 日間

② その他の大規模買付行為の場合は 90 日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。

当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

6. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当（以下、「無償割当」といいます）を行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下、「対抗措置」といいます）を取ることができるものとします。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、別紙 1 に示します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置は取らないこととします。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害を与えるなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置として無償割当を行うことができることとします。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑥のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑥のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を講じないこととします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている場合
- ⑤ 上記①から④のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、

あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます) など、株主の皆様
の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれ
があると判断される場合

なお、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての無償割
当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行わ
れるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更が生じた場合には、対抗措置の発動により生じる株
主の皆様の権利確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、無償割当の中止等、対
抗措置の停止を行うことがあります。

- (3) 当社取締役会は、下記 7. で述べるように、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (4) 当社取締役会は、(1) 及び(2) により対抗措置をとるか否かについて決定した場合は、当該決定の
内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判
断した事項について、適時に情報開示いたします。

7. 特別委員会

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除することにより、大規模買付ルールを適正に運用するとともに、
対抗措置発動の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会
を設置します。なお、特別委員会規則の概要を別紙 3 に示します。

(2) 特別委員会の構成と委員の資格要件

特別委員会は当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者からなる 3 名以上の委員で構成し、当社
取締役からの真の独立性を有することを資格要件とします。

現時点における委員会メンバーとその略歴を別紙 2 に示します。

(3) 特別委員会の役割

特別委員会の役割の主なものは次のとおりです。なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひい
ては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、
独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専
門家を含みます)の助言を得ることができるものとします。

- ① 当社取締役会は、特別委員会に対し、大規模買付ルールに基づいて大規模買付者から提供さ
れた情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した
と判断されるか否かについて諮問します。特別委員会は、大規模買付者による大規模買付情
報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告する
ものとし、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととします。当
社取締役会がかかる勧告を受けたときはその旨を速やかに情報開示いたします。
- ② 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の可否につい
て諮問します。特別委員会は、この諮問を受け、遅くとも取締役会評価期間の最終日の 7 日

前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとします。対抗措置を発動するかどうかは当社取締役会の決議によりますが、その決議にあたり、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は特別委員会の勧告に対し、1回に限り、再考を促すことができるものとします。これは、当社取締役会が、特別委員会の判断過程に重大な瑕疵がある等の特段の事情がない限り、特別委員会の勧告に従う方針であることに基づくものです。当社取締役会が特別委員会の勧告に対し再考を促した場合は、当社取締役会にかかる事実及び再考を促した理由を速やかに情報開示いたします。また、この場合には、取締役会評価期間は最大14日間延長されるものとします。

8. 有効期間

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までとします。

9. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て、はじめて本プランとして継続されるものといたします。

また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第92回定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除することにより、大規模買付ルールを適正に運用するとともに、対抗措置発動の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置します。

特別委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者から構成します。

当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、当該買付行為が当社の企業価

値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示いたします。

特別委員会が当社取締役会に対し、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断される旨を勧告したときは、その時をもって大規模買付情報の提供が完了したものと取扱うこととし、その場合には当社取締役会はその旨を速やかに情報開示いたします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得できること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、9.(3)に記載しましたとおり、存続期間中であっても当社株主総会での決議により廃止することができるものとしております。さらに、当社は取締役の任期を1年としており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

10. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記6.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれまし

ては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を得た上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として、新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

株主の皆様には、新株予約権を行使していただき当社株式を取得していただくことにより、保有比率の低下や財産的な損失は生じませんが、新株予約権の行使により株式を取得するためには、一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができることと定めた場合には、当社が手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を取得することになります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者が一旦開始した大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当を中止し、またはすでに無償割当された新株予約権を無償で取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

以上

対抗措置として行う無償割当の概要

1. 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。

4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。ただし、後記8.に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

6. 新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者、(iii)その特別関係者等は新株予約権を行使することができません。

7. 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間以上2ヶ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において取締役会が定めるものとします。ただし、後記8.に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

8. その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。

特別委員会委員

○中東 正文 (なかひがし まさふみ) 氏

名古屋大学大学院法学研究科教授 (法学博士 専門: 商法、会社法、金融商品取引法)

(略 歴)

平成 8年 4月 名古屋大学法学部助教授
 平成 11年 4月 名古屋大学大学院法学研究科助教授
 平成 17年 4月 名古屋大学大学院法学研究科教授 (現在に至る)

(公職・諸団体)

平成 16年 12月 公益財団法人日本証券経済研究所 金融商品取引法 (証券取引法) 研究会委員
 平成 20年 10月 日本学術会議連携委員
 平成 21年 3月 法制審議会幹事 (非訟事件手続法・家事審判法部会) (平成 23年 3月まで)
 平成 22年 4月 法制審議会幹事 (会社法制部会) (平成 24年 9月まで)
 平成 23年 6月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事 (平成 24年 11月まで)
 平成 24年 10月 東海北陸地方社会保険医療協議会委員 (総会会長代行、愛知部会部会長)

○井口 武雄 (いのくち たけお) 氏

当社 社外取締役

(略 歴)

昭和 40年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
 平成 5年 6月 三井海上火災保険株式会社 取締役就任
 平成 6年 6月 同社 常務取締役就任
 平成 8年 4月 同社 代表取締役社長就任
 平成 12年 6月 同社 最高執行責任者 (CEO) 代表取締役会長・社長就任
 平成 13年 10月 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役会長共同最高経営責任者就任
 平成 18年 4月 同社 代表取締役会長執行役員就任
 平成 18年 6月 同退任
 平成 19年 7月 同社 常任顧問 (シニアアドバイザー) 就任
 平成 23年 6月 当社 社外取締役就任

(公職・諸団体)

平成 9年 11月 東京商工会議所 常議員 (平成 22年 10月まで)
 平成 15年 1月 総務省電波管理審議会 会長代理
 平成 15年 4月 社団法人経済同友会副代表幹事 (平成 18年 9月まで)
 平成 15年 9月 外務省独立行政法人評価委員会 委員長代理
 平成 16年 4月 日本取締役協会コーポレート・ガバナンス委員会委員長 (平成 19年 3月まで)
 平成 23年 8月 外務省独立行政法人業務評価委員会委員長
 平成 25年 2月 日本取締役協会監査・監督委員会設置会社研究会座長

○塚本 宏明 (つかもと ひろあき) 氏

当社 社外監査役

(略 歴)

昭和 44年 4月 弁護士登録
 昭和 56年 1月 石川・塚本・宮崎法律事務所 (現・弁護士法人大江橋法律事務所) 開設
 平成 10年 6月 当社 社外監査役就任
 平成 14年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員就任
 平成 20年 12月 同退任
 平成 22年 12月 弁護士法人大江橋法律事務所退所
 平成 23年 1月 塚本法律事務所開設

※当社は、井口武雄氏及び塚本宏明氏を独立役員に指定し、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し届け出ております。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の設置・委員等

- (1) 当社は取締役会の決議により特別委員会を置く。
- (2) 特別委員会は3名以上の特別委員により構成する。
- (3) 特別委員の選任および解任は取締役会の決議によって行う。ただし、取締役会による特別委員の解任決議は、出席取締役の3分の2以上の賛成による。
- (4) 特別委員は、当社所定の基準を満たし当社の取締役会から真の独立性を有する、社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から取締役会決議により選任する。
- (5) 特別委員の任期は、選任の日から選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

2. 特別委員会の招集・議事等

- (1) 特別委員会は、各特別委員または代表取締役が招集する。
 - ① 代表取締役は、当社株式の大規模買付行為が行われることを知ったときは、速やかに特別委員会を招集する。
 - ② 前号のほか、招集権者は、必要と認めるときは何時でも特別委員会を招集することができる。
- (2) 特別委員会の決議は、特別委員の過半数をもって行う。
- (3) 前項の決議において、議案に関し利害関係を有する特別委員は決議に参加できない。

3. 特別委員会の検討・勧告

- (1) 特別委員会は、取締役会を通じて十分な情報を取得するよう努力したうえで、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて、取締役会に対し勧告を行う。勧告を行うにあたり、特別委員は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (2) 取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重する。取締役会は特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができる。
- (3) 特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができる。

以上

大株主の状況

(平成25年3月31日現在)

株主名	所有株式数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,944	5.92
日本生命保険相互会社	18,987	5.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,994	5.34
株式会社三井住友銀行	15,458	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	13,146	3.90
明治安田生命保険相互会社	13,125	3.90
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	11,544	3.43
三井住友海上火災保険株式会社	11,124	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,648	2.57
三井物産株式会社	5,543	1.65

(注)当社は自己株式を 13,034 千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

所有株式数は、表示未満を切り捨て、持株比率は表示未満を四捨五入しております。

持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数に対する割合です。